

補償内容

登録ナンバー付車両

対象区分	対象機械	補償限度額		補 償 内 容	補償料	免責
一般車両	ダンプ ユニック 散水車	対人賠償	無制限	登録ナンバー付きレンタ カーの運行・使用・管理に 起因して発生した自動車 事故。	別紙補償料 金一覧表を ご参照くだ さい。	有
		対物賠償	500万円			
		搭乗者障害	500万円			
	その他	車両動産	実損額			
※対人賠償補償額には、自賠償保険の補償金額が含まれています。						

自走式建設機械(登録ナンバー付・なし)

対象区分	対象機械	補償限度額		補償内容	補償料	免責
自走式 建設機械	バックホー キャリアダンプ ブルドーザー タイヤショベル その他	対人賠償	1 事故 1 億円	現場内における建設機械 の使用・管理に起因して発 生した事故。	別紙補償料 金一覧表を ご参照くだ さい。	有
			1 名 3000万円			
		対物賠償	500万円			
		車両動産	実損額			
※公道上における事故 → 登録ナンバー付……自賠責保険のみでの対応となります。 登録ナンバーなし…補償対象となりません。						

動産総合補償(その他レンタル品)

対象区分	対象機械	補償限度額	補償内容	補償料	免責
機械類	発電機 コンプレッサー その他	実損額	現場内における、レンタル 物件の火災・爆発・盗難・破 損等の、偶然な事故及び輸 送中、移動中の事故。	別紙補償料 金一覧表を ご参照くだ さい。	有
その他	ハウス、トイレ その他	実損額			

●補償の対象とならない損害(免責事項)●

【1】共通免責事項

- ・常識的始業点検を怠った使用によるもの(作動油、オイル、冷却水、安全装置のチェック漏れ等)。
- ・事故を起こした人と死傷した被害者が同じ勤務社内(下請けを含む)での同僚災害の場合。
- ・事故を起こした人及び会社の管理下にある財物(他社からレンタル中の機械等を含む)が被害にあった場合。
- ・故意・詐欺・重大な過失によるもの、本来の使用以外での使用によるもの。
- ・自然磨耗、消耗等(タイヤ、ゴムクローラー、消耗品等は補償の対象外です)。
- ・地震・噴火・津波・洪水等による天災事故。
- ・理由のいかんに関わらず増水・冠水等による水没、埋没等。
- ・凍結による損害。
- ・免許・資格を有しない者の運転操作による事故の損害。
- ・被補償者と第三者との間に特約または示談等によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害。
- ・事故に関わる間接被害(事故発生時の機械入替費用・代替機械のレンタル料・事故機修理期間休業車補償費用等)。
- ・当社のレンタル契約に違反して使用された場合。
- ・その他当社契約の損害保険会社が対象外と認定した事故。

【2】各種特有の免責事項

①登録ナンバー付車両

- ・警察への未届け事故。
- ・酒酔い事故

②自走式建設機械(登録ナンバー付・なし)、その他レンタル品

- ・酒酔い事故
- ・公道走行中の事故(登録ナンバー付自走式建設機械は除く)。
- ・騒音・塵埃・排気・排水による損害。
- ・警察に未届けの盗難、または警察での扱いが盗難以外の紛失・置き忘れ等の扱いのもの。

③その他レンタル品

- ・修理・清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によるもの。

④電気的事故・機械的事故(動産補償)

補償できる事故例

賠償事故

第三者の人身事故

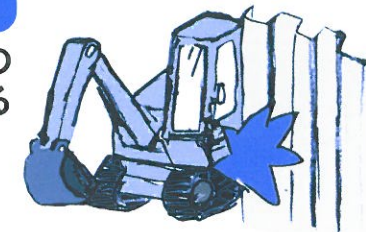
機械の操作を誤って
通行人にケガをさせた。



動産事故

オペレーターの 操作ミスによる 事故

旋回中誤って
機体を破損させた。



賠償事故

レンタル機械で 第三者の財物を 破損した

動産事故

レンタル機械の 破損・曲損

動産事故

レンタル機械の 盗難

動産事故

レンタル機械の 運送中の事故

◎盗難について キーの抜き忘れ及び当社の推奨する盗難防止機構を怠った場合は、補償の対象外となります。

補償できない事故例

賠償事故

ナンバー無し建機で公道走行中 における事故

バックホーで公道を走行
中誤って通行人にケガを
させた。



賠償事故

オペレーターと人身事故被害者が 同じ勤務先(下請けを含む) の場合

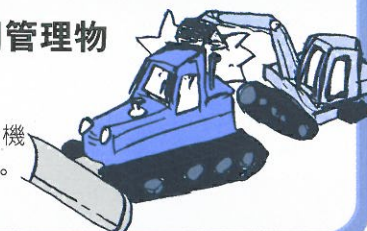
A社のオペレーターがA社
の従業員に誤ってケガを
させた。



賠償事故

自分の所有・使用管理物 の損害

A社にレンタルしていた機
械でA社の機械を壊した。



動産事故

紛失・置き忘れによる損害

ポンプを川に落とし見つ
からない。



動産事故

無免許及び 酒気帯運転等 による事故

動産事故

自然の消耗等 による損害

動産事故

電氣的・機械的 事故に よるもの

動産事故

地震・噴火・津波・ 洪水等による 天災事故

■ご注意■

- ①お客様(元請け・下請けを含む)側で、現場の保険(請負業者賠償責任保険、土木・建設工事保険等)が付保されている場合は、現場の保険を優先して頂くこととなります。
- ②事故報告が遅延しますと、お支払いできない場合があります。
- ③貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
- ④過失割合に関係なく発生した修理金額分の免責金はご負担となります。
- ⑤転レンタル(Wレンタル)商品は、当社の借受先レンタル会社の補償制度によります。
- ⑥当社レンタル機に動産損害が発生した場合は、免責金及び休車料をご負担下さい。